

特定非営利活動法人花と芸術の街あわの実行委員会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人花と芸術の街あわの実行委員会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を栃木県鹿沼市深程 1625-16に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、市民をはじめとしてすべての人々に対して、地域に根ざした芸術文化活動及び教育活動さらには地域活性化に関する事業を行い、すべての人々が豊かに生活できる地域づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農村漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 芸術・文化活動を核とした地域交流事業
 - ② 地域農林商工と連携した地域活性化事業
 - ③ 子どもの健全育成を図る教育活動事業
 - ④ 地域資源を生かした社会教育活動事業
 - ⑤ 介護施設や病院等と連携した福祉活動事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）における社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、その活動を推進する個人
- (2) 利用会員 この法人の目的に賛同し、その活動に参加するため入会した個人
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、年会費を納めることで資金面からやイベント協力等で活動を賛助（支援）するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に

申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に事前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけるか、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
 - 3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に事前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を設け、必要な職員を置くことができる。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任及び解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他この法人の運営に関する重要な事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上の者から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって

決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 50 条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

（議事録）

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名以上が署名しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

（構成）

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を記載した書面又は電磁的方法をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収益

（資産の区分）

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

（資産の管理）

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行わなければならない。

（会計区分）

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

（事業計画及び活動予算）

第44条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加又は更正）

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決をもって決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに記載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	田中 茂
副理事長	塩澤恵功
理事	鈴木さくら
理事	宇賀神一晃
監事	谷津勝也
監事	中川 文
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立した日以後最初の令和9年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、この法人が成立した日から令和8年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	入会金	2000円	年会費	3000円
(2) 利用会員	個人	入会金	0円	年会費	500円
(3) 賛助会員	個人	入会金	0円	年会費	一口1000円
	団体	入会金	0円	年会費	一口5000円

役員名簿

特定非営利活動法人花と芸術の街あわの実行委員会

役名	氏名	住所又は居所	役員報酬の有無	備考
理事	たなか しげる 田中 茂		無	
理事	しおざわ やすのり 塩澤 恵功		無	
理事	すずき さくら 鈴木 さくら		無	
理事	うがじん かずあき 宇賀神 一晃		無	
監事	やつ かつや 谷津 勝也		無	
監事	なかがわ あや 中川 文		無	

設立趣旨書

1 趣旨

花と芸術の街あわの実行委員会は、文化振興と地域活性化を目的に鹿沼市粟野地域の自治会の協力を得て 2018 年に任意団体として発足しました。粟野地域の学校、文化財指定の建築物を活用して、芸術作品の展覧会を中心に、音楽会、鑑賞授業、ワークショップ、マルシェ等、会場を増設しながら年に 1 回 AWANO 夢咲く ART FESTIVAL プロジェクトを継続してきました。

2018 年から 2022 年まで鹿沼市の施策である「夢実現事業」の補助金を得て、さらに、2022 年から 2025 年まで鹿沼市「地域のチカラ協働事業」の支援を受けてきました。この間、活動内容を検討しながら、チケットや物販の売上げ、協賛者の増加など、運営資金の確保を図りながら継続に至り、来場者も延べ約 4,000 人と毎年増加しております。

今後、地域の文化振興並びに子ども達の健全育成や社会教育の推進、地域の活性化を図る活動を継続するために、団体として社会的信用と補助制度を受けやすい法人格の取得を行うことと致しました。

2 申請に至るまでの経過

2025年3月18日	花と芸術の街あわの実行委員会総会および法人設立のための意見交換会、準備会
2025年4月 8日	設立準備会の開催
2025年4月15日	設立総会の開催

2025年4月28日

特定非営利活動法人花と芸術の街あわの実行委員会

設立代表者 氏名

田中 茂



令和7年度 事業計画書
(法人成立の日から令和8年3月31日まで)

特定非営利活動法人 花と芸術の街あわの実行委員会

1 事業実施の方針

地域の学校や文化財指定の会場で文化芸術作品の展覧会及び鑑賞授業やワークショップを実施する。また、地域の協力店舗との連携を深め、グッズ開発やマルシェの開催を行う等、多様なイベントを企画運営する。子どもの健全育成を図れるような講座や市民の社会教育、健康や福祉等を踏まえたまちづくりの推進に寄与する活動を企画する。

さらには、情報発信を充実し、多くの来場者を得て地域の良さを周知できるよう企画運営を行い、観光の振興を図る。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	予算額(千円)
地域交流事業	展覧会	R7.11.8 ～11.23	鹿沼市栗野地域	120人	栃木県内外	1100
社会教育活動事業	ワークショップ	R7.5.5 R8.8 R8.11.8 ～11.23	鹿沼市内・他	5人	鹿沼市民等	50
	サポーターとの連携	R7.4 ～R8.3	鹿沼市内・他	5人	会員、サポーター	20
教育活動事業	鑑賞授業	R7.11.8 ～11.23	栗野中学校	5人	生徒 鹿沼市民	60
	アートのステージ	R7.11.8 ～11.23	旧栗野中学・他	10人	栃木県内外	80
地域活性化事業	マルシェ	R7.11.8 ～11.23	鹿沼市栗野地域	100人	栃木県内外	50
	カフェ	R7.11.8 ～11.23	鹿沼市栗野地域	2人	栃木県内外	100
	販売活動	R7.4 ～R8.3	旧栗野中学・他	10人	栃木県内外	440
福祉活動事業	展示及びワークショップ	R7.4 ～R8.3	鹿沼市栗野地域	4人	鹿沼市民等	10

令和8年度 事業計画書
(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

特定非営利活動法人 花と芸術の街あわの実行委員会

1 事業実施の方針

地域の学校や文化財指定の会場で文化芸術作品の展覧会及び鑑賞授業やワークショップを実施する。また、地域の協力店舗との連携を深め、グッズ開発やマルシェの開催を行う等、多様なイベントを企画運営する。子どもの健全育成を図れるような講座や市民の社会教育、健康や福祉等を踏まえたまちづくりの推進に寄与する活動を企画する。

さらには、情報発信を充実し、多くの来場者を得て地域の良さを周知できるよう企画運営を行い、観光の振興を図る。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	予算額(千円)
地域交流事業	展覧会	R8. 11～	鹿沼市栗野地域	120人	栃木県内外	1230
社会教育活動事業	ワークショップ	R8. 5 R8. 8 R8. 11	鹿沼市内・他	5人	鹿沼市民等	50
	サポーターとの連携	R8. 4 ～ R9. 3	鹿沼市内・他	5人	会員、サポーター	20
教育活動事業	鑑賞授業	R8. 11	栗野中学校	5人	生徒 鹿沼市民	60
	アートステージ	R8. 11	旧栗野中学・他	10人	栃木県内外	90
地域活性化事業	マルシェ	R8. 11	鹿沼市栗野地域	100人	栃木県内外	50
	カフェ	R8. 11	鹿沼市栗野地域	2人	栃木県内外	50
	販売活動	R8. 4 ～ R9. 3	旧栗野中学・他	10人	栃木県内外	440
福祉活動事業	展示及びワークショップ	R8. 4 ～ R9. 3	鹿沼市内・他	5人	鹿沼市民等	20

《活動予算書》 特定非営利活動に係る事業のみを行う法人の場合

令和7年度 活動予算書
(法人成立の日から 令和8年3月31日まで)

特定非営利活動花と芸術の街あわの実行委員会
(単位:円)

科 目		金 額	
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費 (5,000円×13人)	65,000		
賛助会員受取会費 (一口5,000) 70人	700,000		
利用会員 (500円×50人)	25,000		
		790,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	50,000		
		50,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	500,000		
		500,000	
4 事業収益			
展覧会事業収益	500,000		
物販事業収益	70,000		
ワークショップ事業収益	40,000		
マルシェ事業収益	50,000		
		660,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
		0	
経常収益計			2,000,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
給料手当	50,000		
講師手当	550,000		
人件費計	600,000		
(2)売上原価			
仕入れ費	200,000		
制作費	50,000		
売上原価	250,000		
(3)その他経費			
外注費	50,000		
会議費	20,000		
広告宣伝費	300,000		
旅費交通費	200,000		
車両費	50,000		
通信費	100,000		
備品購入費・消耗品費	300,000		
保険費	30,000		
租税公課	10,000		
その他経費計	1,060,000		
事業費計		1,910,000	
2 管理費			
(1)人件費			

給料手当	10,000		
人件費計	10,000		
(2) その他経費			
会議費	20,000		
旅費交通費	10,000		
車両費	5,000		
通信費	10,000		
水道光熱費	5,000		
備品購入費・消耗品費	30,000		
その他経費計	80,000		
管理費計		90,000	
経常費用計			2,000,000
当期経常増減額	0		
当期正味財産増減額	0		
設立時正味財産額	0		
次期繰越正味財産額	0		

《活動予算書》 特定非営利活動に係る事業のみを行う法人の場合

令和8年度 活動予算書
(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

特定非営利活動花と芸術の街あわの実行委員会
(単位:円)

科 目		金 額	
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費 (5,000円×15人)	75,000		
賛助会員受取会費 (一口5,000) 70人	800,000		
利用会員 (500円×50人)	25,000		
		900,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	50,000		
		50,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	500,000		
		500,000	
4 事業収益			
展覧会事業収益	700,000		
物販事業収益	100,000		
ワークショップ事業収益	50,000		
マルシェ事業収益	50,000		
		900,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
		0	
経常収益計			2,350,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	50,000		
講師手当	650,000		
人件費計	700,000		
(2) 売上原価			
仕入れ費	200,000		
制作費	50,000		
売上原価	250,000		
(3) その他経費			
外注費	50,000		
会議費	20,000		
広告宣伝費	300,000		
旅費交通費	200,000		
車両費	50,000		
通信費	100,000		
備品購入費・消耗品費	300,000		
保険費	30,000		
租税公課	10,000		
その他経費計	1,060,000		
事業費計		2,010,000	
2 管理費			
(1) 人件費			

給料手当	10,000		
人件費計	10,000		
(2)その他経費			
会議費	20,000		
旅費交通費	10,000		
車両費	5,000		
通信費	10,000		
水道光熱費	5,000		
備品購入費・消耗品費	30,000		
その他経費計	80,000		
管理費計		90,000	
経常費用計			2,100,000
当期経常増減額	250,000		
当期正味財産増減額	250,000		
前期繰越正味財産額	0		
次期繰越正味財産額	250,000		